

やっぱい社民党！

主に、自治体の立場から

自民党と民主党との

マニフェストを比較検討しました

- 1 自民党のマニフェストが最も悪質で危険 2
- 2 民主党は社民党と共通点は多いが不安 7
- 3 国政に必ず連動する自治体対応がノーマークでは困る . . . 9
- 4 所得税控除の廃止と子ども手当で家計はどうなるか？ . 14
- 5 総論、今争点化すること、今後目指すべきこと 27

2009年 8月22日

甲府市議会 山田 厚

1 自民党のマニフェストが最も悪質で危険

改憲・教育・大型土木・大企業優先の基本を全く譲らず

目に見えやすい社会保障では改善を宣伝

●今回の自民党のマニフェストの特徴は2つあります。

1 つは自民党政治の**基本的な「党是」**である改憲・大企業奉仕の政策路線については、今回も、まったく国民に譲歩していないことです。むしろ、自公政権の危機の乗り越えのために、1 つの戦術として「頑固に改憲と軍事同盟と国家主義の強調」「公務員バッシング（日本の労働者の権利破壊）の徹底」「大企業奉仕の景気対策=（大企業へのバラマキ景気対策）の強調」を掲げ、国民の頑迷な改憲層・保守層の支持と企業からの支援の再結集を求めています。

社民党の「頑固に護憲」の反対に、自民党は「**頑固に改憲**」を掲げているのです。

● また、それだけでは、国民大衆からの票にはならないので、今回の特徴として**当面の戦術として「見かけが良くて目立つ社会保障・教育の改善」**も今までなく掲げています。

しかしこの掲げ方も小泉改革による悪政の反省や総括もないだけに、全く信用できません。そもそもこの間の税制や社会保障の制度破壊をそのままにしておいて、新たな社会保障政策をちりばめても実質的な改善にはつながりません。土台を崩しておきながら、その上に何か目立つものを乗せてもダメです。それは公明党のマニフェストも同じです。

その一方で小泉改革でもなしえなかった、道州制や広域常備消防化などをさらに進めるとしています。

マスコミや国会で話題となった問題の手直しや見かけのよい社会保障の向上を掲げても「大企業奉仕による国民生活の破壊と戦争の出来る国づくり」の基本線はそのままです。そして消費税の大幅引き上げもあきらかにしています。

●生活重視が争点となっているだけに、見かけだけの社会保障改善を飾りますが、実態がともないません。そして議会制民主主義の破壊をも含めて、より頑迷に保守的になった自民党は、より危険な政党となってきています。

① 早期の改憲を明言する危険性

「衆参両院の憲法審査会を早期に始動させ、早期の憲法改正を実現」
※いささかの押しも妥協もなく改憲に走るとしています。

② 防衛の突出・外交の危険性

「日米（軍事）同盟を強化。米軍再編を着実に実施」「弾道ミサイル防衛で連携」
「自衛隊の海外派遣を迅速に対応可能となる法の制定」
「国家の威信にかけて拉致被害者全員の帰国実現」

※ オバマ政権となりアメリカでも軍縮が始まり核兵器廃絶を目標としていることなどの国際的な流れとも逆行しています。

自民党のマニフェストには「軍縮」「核兵器廃絶」という言葉すらありません。

※ この防衛課題の強調とは、すでに防衛費でぼう大な財政がかかっているのに、さらにぼう大な財政がかかり生活を圧迫するという事です。それもほんの一部の軍事産業に吸い上げられるものとなります。

- ・ いわれている「ミサイル防衛網」「弾道ミサイル防衛」は、全国の自治体病院へ交付される地方交付税より予算がかかります。
- ・ イージス艦あたご一隻 1400 億は、甲府市の 2 年間の一般会計予算額です
- ・ エコ車に減税と補助金を出していますが、戦車は—l200m の反エコ車です。
- ・ 在日米軍への思いやり予算は年間 2500 億円です。この金額は小泉改革によって 2006 年からはじまった毎年の社会保障費削減 2200 億円の額以上の金額です。
- ・ この間の自衛隊の海外派遣イラクからソマリア沖などでは 2000 億円がすぎ込まれています。米軍再編成グアム移転費で日本側負担は当面だけで 70 億円かかり今後はさらに増大します。
- ・ 国の安全は掲げますが、この間政権与党は新型インフルエンザの対応を主に行う保健所（医師・保健師などの専門職も）を削減し、救急病床・感染病床もコスト優先で削減しています。また常備消防の救急車や消防車では職員数がどこも充足していない状態です。その上さらに常備消防の広域化としてコストダウンをはかろうとしています。実際の足元で地域社会の安全が損なわれています。

③ 教育・文化の統制と保守性と競争主義

「教員免許更新制の着実な実施により質の高い教員を確保」「教員の政治的中立性を徹底し教育現場を正常化」「伝統文化を尊重する倫理観を涵養する教育を実施」「学力テスト継続実施」

※教育への国家管理主義、競争主義、日教組へ敵視の傾向は強烈なままです。

④ 大型土木事業は相変わらず継続

「空港、港湾や高速道路などの期間ネットワークを整備する。整備新幹線の着工 リニアやフリーゲージトレインの実現」

※緊急に必要とされていない大土木事業（道路・箱物）は継続です。

これで地場産業は豊かにはなりません—例えば沖縄は、この間大型土木が集中した県ですが、その利益はゼネコンであり、地域を活性化させていません。未だに沖縄は、県民所得が全国一低く、失業率が一番高い県のままです。

⑤ 議会制民主主義の形骸化と破壊

「次回から衆議院議員総定数の1割以上削減」「10年後には衆参両院議員総定数の3割以上の削減を目指す」「小選挙区対応型組織へ改編」

※議会制民主主義の根幹である、国会の形骸化と機能の縮小が目指されています。議員削減・小選挙区方にシフトすることは、より普通の国民からの民意を反映しないこととなり民主主義の破壊につながります。

※この傾向は自治体の議会にも連動していきます。

⑥ 公務員バッシングと労働者の権利破壊

「信賞必罰の人事評価で不正や“サボリ”は許さない！ 能力・実績主義による人事評価を厳格に人事に反映させ、昇任・昇給、降任・降格を厳格に実施するほか、連続3年間「不良」の評価の場合には分限免職処分とするなど信賞必罰を徹底する。さらに人事評価の厳正、公平性の担保のために評価者の責任や処分について明確にする」

「ヤミ専従や違法な政治活動等の不正を行った公務員およびその上司はもとより、見逃していたその周辺に対しても法律に基づいて厳然たる処分を断行」

「公務員の不正や不作為を監視し、懲戒処分や告発を機動的に発動できる制度を新設する」「人件費を抑制するため、給与体系全体を抜本的に見直す」

「国家公務員を20%81,000人純減する計画については、22年度までに5.7%、約19,000人の純減計画 着実に実施」

「非正規労働者への就労支援体制の整備」

「待遇改善を行うべく労働者派遣法の改正」

※この間の痛みを強いる国の乱暴なやり方や天下りなどに対する国民の怒りの目を、官僚

ではなく公務員全体に＝末端の公務員労働者に向けさせてます。むき出しの「公務員バッシング」（自治労対策）このことによって公的な行政のマンパワーを弱め、働きやすい職場や人間関係を破壊してしまいます。しかもこの傾向は民間の職場にも連動しますから全ての労働者の賃下げや権利破壊を容易にしています。

※「連続 3 年間『不良』の評価の場合には分限免職処分」などという、こんな公党のマニフェストは珍しいのではないのでしょうか？ 大変危険なマニフェストです。

※ここでは不十分な非正規対策だけが、抽象的に「改善」とされるだけで、具体的な方針は掲げられていません。

⑦ いままで以上の大企業奉仕の景気対策

「経済対策を講じ、2010 年度後半には年率 2%の経済成長を実現」

「2011 年度から 成長経済へ復帰させ今後 3 年間で 40 兆～60 兆円の需要を創出し、概ね 200 万人の雇用確保」

「中小企業向け官公需契約目標額を 1 兆円増額し約 5 兆 1993 億円とする」

「地上デジタル放送推進」「IT 利活用社会の実現」

「原子力エネルギーの利用強化」

「多角的自由貿易体制の確立」（WTO・EPT・FTA を積極的に行う）

「雇用調整助成金により雇用を維持する 解雇しない場合の助成率上乘せ」

「雇用再生特別交付金（2500 億円）」「緊急雇用創出事業（4500 億円）」

「職域拡大や処遇の改善にとり組む事業主に支援（上限 500 万）」

「65 歳以上を継続して雇い入れる事業主に助成」

「再就職に積極的に取り組む企業に支援制度の創設」

「3 年間で 100 万人の職業訓練実施」

「失業給付を受けられない方への新たなセーフティネットを構築」

※ 農業を犠牲にする貿易体制、減税や補助金などで大企業の利潤活動を手厚く援助して、そこから景気を良くしようとする昔ながらの自民党の手法のままです。しかし、この 10 年間をみても普通の市民の生活は大企業の儲けとはあまり関係なく苦しい状態となっています。そして、今、大企業では「景気感戻ってきた」とのことですが、普通の市民はますます苦しくなるばかりです。

※ また直接の雇用対策も労働者への権利・賃金の向上一ではなく。とにかく雇用主へ交付金・助成金の対応です。最低賃金の引き上げなどどこにもありません。

⑧ 当面の社会保障の譲歩、しかし小泉改革による制度破壊はそのまま

「高齢者医療制度などの抜本的な見直し」

「年金記録問題への徹底対応」

「障害者自立支援法を抜本的に見直し」

「幼稚園・保育所など幼児教育費の負担を段階的に軽減、3年目から無償化」

「高校、大学への就学援助制度の創設や新たな給付型奨学金の創設、低所得者の授業料無償化」

「事業主に対して介護職員月平均 1.5 万円の引き上げ相当額を助成」

「療養病床再編成については、適切に措置する」

※マスコミなどで社会的に取り上げられた問題では、いままでになく大きく「見直し」され「前進」しています。しかし、この間の制度破壊についてはそのままであり、今後どうなるかわかりません。例えば、義務教育の国庫負担の就学援助復活がない、公立保育所の交付金復活もない、特別保育の復活もありません。

※年金や特に健康保険の保険料の負担が過重になっています。特に保険料が支払えなくて保険証が取り上げられている事態の是正です。国保保険料の引き下げ（国保保険会計への公的財政対応）についてなんの方針もありません。医療難民対策がありません。

⑨ 消費税という過重な庶民増税の方針

「消費税を含む税制の抜本的改革。平成 23 年度までに必要な法制上の措置」

※大衆増税である消費税を大幅に増税するとしています。いままでの大企業のための法人税率、高額所得者の税率、株式配当利益などへの優遇減税はそのままにしています。この間、小泉改革で増税となった年金生活者の控除額の引き下げや定率減税の復活などどこにもありません。

⑩ その他危険なもの

「市町村消防の広域化計画」

「日本再生のための国の在り方を根本的に見直し 道州制の導入」

※常備消防が救急・消防において重要なのに、人的配置も含めて削減しコストダウンしようとしています。これは地域の安全を奪うものです。

※道州制は、市町村合併以上に問題があります。地場産業や地域の社会保障が破壊される。地域間の格差が激しくなります。

その準備は、進められています。県の機能が形骸化してきています。医療制度、消防、介護など県の機能が低下するなかで市町村のやることが増やされています。

2 民主党は社民党と共通点は多いが不安 いくつかの問題もあり、今後のつめがどうなるかです

●民主党のマニフェストは社民党との共通点は多く、自民党より、「よりましな政党」です。しかし、いくつかの基本的な問題点があり、今後どうなるか不安です。ここではマニフェストからは是正される必要がある政策を拾ってみます。

① 憲法・平和問題では、今回の争点から「逃げている」ようです

今回、民主党のマニフェストでは憲法問題を争点化しないようにし、民主党が2005年秋にまとめた『憲法提言』をもとに論議し検討するとしています。

もともと民主党の基本は「創憲」＝改憲であり「自衛権」「自衛軍」の明記です。『憲法提言』でも「国連憲章上の『制約された自衛権』を明確にする」また「国連の集団安全保障活動の参加を可能」としています。国連憲章は今の日本の平和憲法より平和主義の水準は高くなく「個別的・集団的自衛権」を許容しています。これでは国連を掲げて軍事同盟と海外での軍事活動を可能にしてしまいます。当然、改憲の方向になり自民党政策と共通してしまいます。ここにブレーキをかける力は社民党の存在にかかっています。

国民の中には、しっかりした護憲勢力があり、改憲阻止の実力はありますが、今の国会の中では、護憲議員は20%でありきわめて少数ですから、社民党の国会議員の存在がきわめて重要です。

② 議会制民主主義の形骸化と破壊はやめるべき

「ムダ使い」の項目に「国会議員の定数削減」が入っています。そして「衆議院の比例定数を80削減する」「参議院については選挙制度の抜本的改革の中で衆議院に準じて削減する」

これでは自民党と同じ議会制民主主義を破壊するやり方になります。自治体の議会にもこの流れが連動していきます。安易なマスコミの論調に流されないように歯止めをかけなければなりません。

③ 大企業や富裕層に当然の負担が要求できていない

●自公政権（小泉改革）は、経団連をはじめとする大企業の主張をそのまま取り入れ大企業奉仕の政治を直線的にしかも強力に行いました。その結果、国民生活をいままでになく破壊し「生活第一の政権交代」をのぞむ流れが強くなったのです。

したがってこの大企業（特に経団連）の主張にたいして、ものがいえないと政権交代後の政治でも生活が改善されないことになってしまいます。

●しかし、民主党は大企業・富裕層のまえには改善や要求がたじろいでいます

税制度 大企業や富裕層への「優遇税制・減税をやめます」「これからは応分の負担を求めます」という当然の方針がみえません。

諸外国では、新自由主義で行われた大企業や富裕層への減税が見直さドイツ、イギリスそしてアメリカも「応分の負担」を求められはじめました。日本でも、このことがないと「埋蔵金」や「ムダの削減」だけでは恒久的な財源の確保とはなりません。

環境 政府や自治体はCO₂ 排出量削減を家庭にだけエコ活動として求めています。しかし日本のCO₂ 排出量の80%は、大企業からの排出です。しかも166の工場の排出量が50%をしめています。ここへの規制や技術革新がないと環境対策は前進しません

労働 最低賃金は景気回復まで800円としています1000円はまだまだ先のようです。

派遣法については一部改正のみにとどまるようです。

大企業の労働者権利の破壊にストップがかけられていません。

農業政策 戸別所得補償制度の一方で日米FTAなど『締結』（これは8月7日に修正された）これは整合性がないものです。

④ 労働者政策に矛盾がある 公務員の賃下げ人減らしは間違い

「国家公務員の総人件費2割削減」

※ 官僚・キャリアと普通の国家公務員労働者を一緒にしています。これは必ず、地方公務員の人減らしと賃下げに直結し、地域の民間労働者の権利破壊と賃下げにつながります。

⑤ 庶民増税につながるいくつかの深刻な問題

- ・消費増税については「4年間はしない」としていますが、放置すれば4年後からは消費増税の大幅増税をすることにつながります。
- ・中小企業課税率の引き下げ —これはいいことですが・・・自治体の収入減に対する配慮が必要です。
- ・所得税の実質増税はきわめて問題です。「子ども手当」を理由とした「扶養控除」(一般、高校生・大学生などを対象とする特定扶養控除、老人扶養控除は含まない)、「配偶者控除」廃止—これは間違いです。

⑥ 財源について防衛費削減(軍縮)がいえません

5兆円もなる防衛費、さらに今後予定されている米軍再編に対する日本の負担、在日米軍へのおもいやり予算の毎年2500億円などに対して、物が言えていません。

平和を望むのなら軍縮です。また軍縮から「生活第一」の財源を確保できるのです。

3 国政に必ず連動する

自治体対応がノーマークでは困ります

今から国と県と市町村の「負担区分」を争点にしないと危ない

国と自治体の「負担区分」「負担割合」を重視すべき

●「生活重視が争点」となる選挙によって、新たに国の正しい社会保障政策の向上が法の施行によってはじまっても事態はそれだけでは完結しません。

国における徹底した財政的な裏づけ保証がないと自治体段階で必ず後退することになるからです。

●正しい政策を正しく完結させるには「負担区分」の問題がかなり重要となります。「負担区分」とは、それぞれの事業における国と自治体との経費を負担する割合のことです。

・地方財政法第 10 条によると

「法令に基づいて実施しなければならない事務であって、国と地方公共団体相互の利害関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある」ものとされています。

・第 11 条には

「経費の種目、算定基準及び国と地方公共団体とが負担すべき割合は、法律又は政令で定めなければならない」とされています。

- 社会保障制度をはじめ継続的にかかる事業では、100%国の経費でまかなわれるものはほとんどなく、必要な経費の 国・県・市町村の「負担区分」がありそれによる「負担割合」があります。

例えば、いくつかの「負担割合」をみると

・母子家庭自立支援給付金事業

国 3/4 市町村 1/4

・生活保護費

国 3/4 市町村 1/4

・放課後子どもプラン

国 1/3 県 1/3 市町村 1/3

・まちづくり交付金

国 4/10 以内 市町村 6/10 以上

- 正しい政策が決められてもその国と自治体の「負担割合」までも問題にしなければなりません。この「負担割合」において市町村の負担をなくしないと、きわめて市町村の財政を圧迫することになります。いくつかの例をあげてみます。

① 高校の授業料無償化

例えば、甲府商業高校 授業料・入学金・試験料 を無償化した場合

年間の授業料などの負担額は総額で 9126万円です。これをどうするのか

「負担割合」を

国 1/2 なら 市町村は 4,563 万円の支出となります

国 1/4 なら 市町村は 6846 万円の支出となります

② 子ども手当の支給額

甲府市の子ども手当の該当者である 1 歳から 15 歳は約 2 万 8 000 人です。

約 2 万 8 000 人 × 3 1 万 2 000 円 = 経費は 8 7 億 3 6 0 0 万円

例えば、生活保護の「負担割合」と同じく、

また現行の児童手当の「負担割合」を近似させて想定すると

国が 3/4 で 市町村が 1/4 となります

そうすると甲府市の毎年支出は 21 億 8400 万円となります

これは、いまの甲府市の財政では極めて困難な福祉予算の増大とされます

※甲府市の現行の児童手当の支給額 13 億 770 万円

うち甲府市独自財源は 3 億 5000 円です。約 1/4

しかし、児童手当は**企業負担**がありました。このことも継続させ

自治体の負担をなくしないと、どこの自治体もきわめて財政難になります。

- この子ども手当の問題では、民主党は全額国庫つまり 10/10 でおこなうことを明らかにしたとのことです。これは大歓迎です。

しかし、「負担割合」でみると生活保護などの国の事業においても当初は国が 10/10 でした。それが現在では 3/4 にされています。小泉改革のときには「2/3 にしたい」とも国は言っていました。当初だけではなく今後の確認も必要です。

③ 保育所保育料無料化

幼児教育や保育料の無料化も正しい政策ですが、自治体への影響を検討すべきです。

例えば、甲府市の保育料は(国基準額の保育料 12 億 5,300 万円ですが、当然 市の規準額で徴収している実際の保育料 8 億 6000 万円を検討します)

市の基準の保育料の総額 8 億 6000 万円で計算するなら

追加の甲府市の支出は「負担割合」が

- ・ 国が 3/4 なら 市町村は 1/4 となり

甲府市の支出額は 2 億 1500 万円

- ・ 国が 1/2 なら 市町村は 1/2 となり

甲府市の支出額は 4 億 3000 万円となる

このように「負担割合」が変わると自治体の持ち出し額が大きく異なるのです。

「負担区分」「負担割合」では国の 10/10 を目指す取り組みを

- 「負担区分」による「負担割合」をしっかりとしないと、正しい政策であっても自治体段階の社会保障・教育において全体の改善と向上とはなりません。

自治体は小泉改革以降、地方交付税の削減などによって財政的に疲弊しています。

先ほどの「子ども手当」が(もし 1/4 の負担割合)でも各自治体における追加の支出はきわめて困難(不可能に近い)予算額です。

そうすると、国の政策ではない**自治体独自(単独事業)の社会保障政策が廃止**とならざるを得ません。自治体での社会保障・教育の全体が混乱し後退することとなり

ます。また、この事態となると、実質的に自治体は単なる国の下請け機関になってしまいます。

●また小泉改革以降の激しい公務員の人減らし、非正規化、民間委託化なども終わることなく、更に激しく続くこととなります。

●法をつくるときに、必ず「負担区分」「負担割合」まで具体的に明確にしておかなければなりません。原則として今から国の 10/10 で対応をもとめるべきです。また児童手当などにあった企業負担も忘れてはなりません。

中小企業法人税率の軽減はもちろんいいことですが、

マイナスとなる自治体予算への補填はどうするのか

民主党のマニフェストによると中小企業対策として「18%の法人税額を 11%にする」ことがあります。これも正しい政策です。しかしこれだけ決めても完結はしません。

例えば、甲府市の場合で検討します。

中小企業とは、資本金 1 億円以下の会社で甲府市では約 2080 社です。

法人所得800万円の場合では

法人年所得	税率20年度	21年度	22年度
800万円の場合	22%	18%	→ 11%
法人税額	176万円	144万	→88万

↓

法人市民税	上記の 14.7% 25万8720円	上記の 14.7% 21万1680円	上記の 14.7% 12万9360円
-------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

- 甲府市の場合 対 20 年度比で 約 1 億円の収入の減額となります。
この費用を国で補償するか、財源移譲をはからないと、自治体は他の予算を削るようになります。

様々な法改正は、ITなどの自治体負担と

公務員の労働強化を招くことを念頭に置くべき

●この間の政府の強力な指導でIT自治体化(電子自治体化)が進められてきています。全ての自治体はIT抜きで仕事は出来なくなっています。そこで、法改正や新法律ができる自治体ではソフトの作りかえなどでおおきな支出となります。

●いままで国はこの支出をほとんど自治体に押しつけてきました。例えば、甲府市の国保会計の「後期高齢者医療制度導入に係るIT関係の委託料」をみてみましょう。

・医療制度改正対応業務、賦課激減緩和措置対応、実態調査などで

総額9200万円ほど支出となっていますが、

・国庫補助金などでは537万円しか入らず、

9200万円-537万円=8660万円

・相殺して8660万円ほどが国保会計からの支出額となっています。

結果として、厳しい甲府市の国保会計をさらに圧迫して、「赤字」と保険料の値上げの要因ともなっています。

●「生活重視の争点」であるために、政権交代がなく自公政権のままであっても、選挙後には大きな法改正、いくつもの新法の制定となることは確実です。IT関係などの経費も国の具体的な対応が求められています。

●また、大きな法改正、いくつもの新法律とは、必ず公務員労働者の大変な労働強化を招くことを忘れてはなりません。

地方公務員は、この間の人減らしと非正規職員化によって、かなり過重労働となり、健康診断結果でも有所見率(健康状態が不良な労働者の割合)が極めて高くなっています。小泉改革以降、甲府市でも有所見率が民間を含めての全国平均よりかなり高くなっています。ほとんどの自治体労働者の健康状態は悪くなっています。

●このことも、配慮すべきです。ましてや公務員の削減などこの時期には絶対に避けるべきことは言うまでもありません。

●国の正しい政策であっても、それだけでは完結しません。自治体段階でどうなるのかを想定して、国の具体的な対応と自治体からの具体的な要請が必要です。

●自治体に押し付けられている財政問題は、進行中の選挙の争点としても明らかにすべきです。また、選挙後も国会段階で、社民党国会議員に奮闘してもらおうとともに、全国市長会などで統一要望にするように、自治体議員も意見書の採択など含めて頑張らねばなりません。この場合、民主党の自治体議員より社会保障や市民生活に深く関わっている社民党の自治体議員の取組みが重要となっていきます。

検証しました

4 所得税控除廃止と

子ども手当で家計はどうなる

所得税の「扶養控除」「配偶者控除」廃止は家計を圧迫します

●民主党は、マニフェストの中で「子ども手当」（中学生まで1人月2万6,000円の支給）を掲げています。しかしその財源として所得税の「扶養控除」「配偶者控除」をも廃止するとしています。当初、住民税については言及されていませんでしたが、今では、所得税だけの控除廃止とされています。そこで、民主党の所得税の控除廃止と「子ども手当」との関係で、その軽減される金額の試算を行ってみました。

※ 途中の計算は面倒です。その増税額と子ども手当の相殺額を見てください。

以下の条件で所得税控除の試算をしました

●「子ども手当」は1人月2万6000円 年31万2000円としている

●民主党のマニフェストにある

「扶養控除」（一般。高校生・大学生などを対象とする特定扶養控除、老人扶養控除は含まない）

「配偶者控除」が廃止された場合の新たな税額の試算として

なお、参考のために、小泉改革で増税される前の税額も試算した。

●「児童手当」（小学生までの児童5000円から10000円）は「子ども手当」が制度化されると廃止されるので減額している。

試算① マスコミ報道とは異なります！ 児童手当が所得制限されていた

800万円以上の世帯も 増税で大きな軽減とはならない

世帯年収 950万円

夫 950万円 妻 主婦 子ども、長男7歳 長女2歳

社会保険 33万 生命保険 10万

- 共同通信の報道（8月15日付）では、いままで児童手当が所得制限で該当されていなかった高所得世帯も恩恵があるとしています。「現在は児童手当を受けていない年収800万円を超えた世帯を境に、子ども手当の効果がより大きく現れる」「年収800万円超で効果大」としています。そこで950万円の世帯で試算をしてみました。

- ・ 控除額

1) 現在の控除額 (1,685,000) 円

2) 改定後の控除額 (695,000) 円

- ・ 控除廃止後の新たな所得額 (7,350,000) 円

- ・ 定率減税が廃止前の税額は

平成17年度の所得税 (608,000) 円

平成17年度の住民税 (430,500) 円

旧税額合計 1,038,500 円①

- ・ 税額の新改定

所得税 現在 (662,500) 円 → 廃止後 (890,500) 円

住民税 現在 (568,000) 円 → 現行

現行税額 1,230,500 円②

新税額 1,458,500 円③

増税額

・ 新税制による増税額 ③ - ② = **228,000 円(A)**

・ 旧税制からの増税額 ③ - ① = **420,000 円(B)**

実質の子ども手当額

7歳と2歳が該当 31万2000円 × 2人 = 62万4000円(C)

この家庭は、児童手当は、所得制限該当しないので相殺額はない

増税と子ども手当の相殺額

現在より軽減額 (A) - (C) = **396,000 円軽減**

平成17年度よりの軽減額 (B) - (C) = **204,000 円軽減**

- 結果は、効果はあるものの、増税額も大きく共同通信のいうほどの『効果大』とはなっていませんでした...

試算② 子どもが中学生までは軽減されるが、すぐ増税になる

世帯年収 735 万円

夫 600 万円 妻 135 万円 (パート)

子ども 長男 19 歳 (学生) 長女 14 歳

社会保険 30 万円 生命保険 5 万円

●子どもが2人で児童手当が該当しない中学生以上の家庭で試算してみました。

・ 控除額

1) 現在の控除額 (1,505,000) 円

2) 改定後の控除額 (1,115,000) 円

・ 控除廃止後の新たな所得額 (4,260,000) 円

・ 定率減税が廃止と配偶者特別控除 (平成 16 年度か) が改定される前の税額は、いくらだったか?

平成 16 年度の所得税 (196,800) 円

平成 16 年度の住民税 (153,100) 円

旧税額合計 349,900 円①

・ 税額の改定

所得税 現在 (148,500) 円 → 廃止後 (192,500) 円

住民税 現在 (277,000) 円 → 現行

現在税額合計 425,500 円② 新税額合計 469,500 円③

増税額

・ これからの所得税の控除による増税額③ - ② = **44,000 円(A)**

・ 平成 16 年度所得税・住民税からの増税額③ - ① = **119,600 円(B)**

実質の子ども手当額

14 歳が該当 年間 31 万 2000 円増収(C)

年齢で児童手当は該当しないので相殺額はない

増税と実質の子ども手当の相殺額

現在より軽減額 $(A) - (C) = 266.000$ 円軽減

平成16年度よりの軽減額 $(B) - (C) = 192.400$ 円軽減

●結果は、中学生以上の家庭では子ども手当で家庭負担が軽減されます。しかしまもなく子どもの年齢で軽減から負担増に転換してしまいます。

試算③ 子ども手当で児童手当も廃止で、思ったほど軽減されない

世帯収入 400 万円

夫 400 万円 妻 主婦 子ども長男 2 歳

社会保険 20 万円 生命保険 5 万

● 現に児童手当（3歳未満児）を受けている若い家庭での子ども手当の効果を試算しました。

・控除額 現在（1,225,000）円 → 改定後の控除額（565,000）円

・控除廃止後の新たな所得額 （2,660,000）円

・定率減税が廃止されるまでの税額は、いくらだったか？

平成17年度の所得税（101,600）円

平成17年度の住民税（64,900）円

旧税額合計 166,500 円①

・税額の改定

所得税 現在（63,500）円 → 廃止後（105,500）円

住民税 現在 140,000 円 → 現行

現在税額合計 203,500 円② 新税額合計 245,500 円③

増税額

所得税の控除廃止によるこれからの増税額③ - ② = 42,000 円増税(A)

平成17年度と比較して $③ - ① = 79,000$ 円増税(B)

実質の子ども手当額

2歳児が該当

年間31万2000円が入る(y)

※ しかし児童手当廃止されるので 年間 12 万円が廃止 (z)

相殺すると (y) - (z) = 実質は 19 万円が入ることになる(C)

増税額と実質の子ども手当の相殺額は

現在からの軽減額 (A) - (C) = 150.000 円軽減

平成 16 年度からの軽減額 (B) - (C) = 113.000 円軽減

●結果は、家計は助かるものの思ったほどではありません。やはり増税による相殺もあります。

試算④ 家計は助かるが2人の子ども手当は、ほぼ1人分の手当となる

世帯収入 (500 万 母の年金も入る)

夫 330 万 妻 100 万 (パート) 母 75 歳 (年金 70 万)

子ども 長女 2 歳 長男 1 歳

社会保険 25 万 生命保険 5 万円

●小さい子どもが二人いる家庭では、児童手当との関係でどのように家計が助かるか試算してみました。

・控除額 現在 (2,055,000) 円 → 改定後の控除額 (1,065,000) 円

・控除廃止後の新たな所得額 (2,130,000) 円

・定率減税が廃止されるまでの税額は、いくらだったか？

平成 17 年度の所得税 (0) 円

平成 17 年度の住民税 (7100) 円

旧税額合計 7,100 円①

・税額の新改定額

所得税 現在 (0) 円 → 廃止後 (43,500) 円

住民税 現在 (7700) 円 → 現行

現税額 7,700 円②

計 51,200 円③

増税額

所得税控除廃止によるこれからの増税額 ③ - ② = 43,500 円増税(A)

平成 17 年度と比較しての増税額

$$\textcircled{3} - \textcircled{1} = 44.100 \text{ 円増税(B)}$$

実質の子ども手当額

2 歳児と 1 歳児の 2 名が該当 62 万 4000 円が入る (y)

児童手当 3 歳未満児が 2 名 年間 24 万円が廃止となるので (z)

相殺すると (y) - (z) = 実質は 384,000 円が入る (C)

増税額と実質の子ども手当を相殺すると

現在と比べると (A) - (C) = 340,500 円軽減

平成 17 年と比べると (B) - (C) = 339,900 円軽減

- 結果は、子ども手当で家庭は助かるものの実質的には 1 人分ほどの軽減でした。

試算⑤ 母子家庭の子が実家に戻ってきた場合、年金生活者は厳しい

世帯収入 (480 年金生活+パート)

夫 400 万 (66 歳年金) 妻 (主婦 58 歳)

子 (22 歳パート 80 万) 孫 長男 1 歳児

社会保険 25 万 生命保険 5 万

- 母子家庭の親子が、年金生活者の実家に戻ってきた場合を試算してみました。

控除額 先の (年金控除額改定前の) 控除額 (2,205,000) 円

↓

現在の控除額 (1,725,000) 円

↓

改定後の控除額 (1,065,000) 円

- ・ 控除廃止後の新たな所得額 (2,625,000) 円
- ・ 定率減税が廃止されるまでの税額は、いくらだったか?
 - 平成 17 年度の所得税 (0) 円
 - 平成 17 年度の住民税 (5,800) 円

旧税額合計 5,800 円①

・ 税額の新らたな改定額

所得税 現在 (27,750) 円 → 廃止後 (65,750) 円

住民税 現在 (77,500) 円 → 現行

現在の税額合計 105,250 円② 新税額 143,250 円③

増税額

新税制による増税額 ③ - ② = **38,000 円増税(A)**

旧税制と比較して税額の増 ③ - ① = **137,450 円増税(B)**

実質の子ども手当額

1 歳児が該当 31 万 2,000 円が入る (y)

児童手当 1 歳児が 1 名年間 12 万円が廃止 (z)

相殺すると (y) - (z) = 実質は 190,000 円が入る(C)

増税額と実質の子ども手当を相殺して

現在と比べると **(A) - (C) = 154,000 円軽減**

平成 17 年度と比べると **(B) - (C) = 54,500 円軽減**

● ここでも増税額が大きく、子ども手当がかなり機能していません。特に年金生活者の場合は、前回の年金控除額の改定(増税)がかなり影響しています。

試算⑥ 子どもが義務教育を越えれば、とにかく増税だけです

世帯収入 503 万円

夫 400 万円 妻 103 万円 (臨時)

子ども長男 21 歳(学生) 次男 19 歳(学生)

社会保険 30 万 生命保険 5 万

● 中学校を卒業した家庭ではどうなるのか試算してみました

・ 控除額

①現在の控除額 (1,895,000) 円

- ②新改定後の控除額 (1,565,000) 円
- ・控除廃止後の新たな所得額 (2,660,000) 円
- ・定率減税が廃止されるまでの税額は、いくらだったか？
 - 平成 17 年度の所得税 (23,200) 円
 - 平成 17 年度の住民税 (36,400) 円
 - 旧税額 59,600 円①
- ・税額の新改定
 - 所得税 現在 (14,500) 円 → 廃止後 (33,500) 円
 - 住民税 現在 (57,500) 円 → 現行
 - 現行税額合計 72,000 円② 新税額円合計 91,000 円③

増税額

現在からの増税額 ③ - ② = **19,000 円増税**

平成 17 年度と比較して③ - ① = **31,400 円増税**

●結果は、当然増税だけとなります。このような家庭に対しての対応が強く求まれています。

試算⑦ 就職できない子を扶養する年金生活の家庭は特に苦しい

世帯収入 (300 万円 年金生活)

夫 300 万 (66 歳) 妻 (主婦 59 歳)

子 (23 歳 無職・就職活動中)

社会保険 20 万 生命保険 5 万

●退職したが子どもが大きくなり大学を卒業しても就職できていない家庭の状態を試算してみました。

控除額	先の改定される前の年金控除額および高齢者非課税措置・老齢者控除で助かっていた。	(1,705,000) 円
	↓	
	現在の控除額	(1,225,000) 円
	↓	
	改定後の控除額	(565,000) 円

- ・ 控除廃止後の新たな所得額 (1,800,000) 円
- ・ 定率減税がされていた平成 17 年までの税額。及びこの場合、かつての高齢者非課税措置などの配慮がされていたときの税額
 - 平成 16 度の所得税 (0) 円
 - 平成 16 度の住民税 (4000) 円
 - 旧税額 4000 円①
- ・ 税額の新改定額
 - 所得税
 - 現在 (20,500) 円 → 廃止後 (58,500) 円
 - 住民税
 - 現在 (54,000) 円 → 現行
 - 現行税額合計 74,500 円②
 - 新税額円合計 112,500 円③

増税額

現在からの増税額 $\text{③} - \text{②} = \mathbf{38,000}$ 円増税

平成 17 年度と比較して $\text{③} - \text{①} = \mathbf{108,500}$ 円増税

●子どもが大きくなって就職できない家庭、リストラされて親のうちにいる家庭はこの不況下でかなり多くなっています。また年金生活者への配慮は特に重要です。

試算⑧ 配偶者特別控除は旧税制に戻すべきである

世帯収入 450 万円

夫 400 万円 妻 50 万円 (臨時)

子ども長男 21 歳(学生) 次男 19 歳(学生)

社会保険 30 万 生命保険 5 万

●ここでは配偶者特別控除が有利だった旧税制を振り返るために試算しました。

- ・ 世帯収入の控除額
 - ①配偶者特別控除が有利なとき (2,225,000) 円
 - ②現在の控除額 (1,895,000) 円
 - ③新改定後の控除額 (1,565,000) 円

- ・控除廃止後の新たな所得額 (2,660,000) 円
- ・定率減税が廃止される前と配偶者特別控除が有利な時の税額は、いくらだったか？
 - 平成16年度の所得税 (0) 円
 - 平成16年度の住民税 (22,400) 円
 - 旧税額 22,400 円①
- ・税額の新改定
 - 所得税 現在 (14,500) 円 → 廃止後 (33,500) 円
 - 住民税 現在 (57,500) 円 → 現行
 - 現行税額合計 72,000 円② 新税額合計 91,000 円③

増税額

現在からの増税額 ③ - ② = **19,000 円増税**

平成16年度と比較して③ - ① = **68,600 円増税**

●配偶者特別控除の合算がなくなり定率減税を配した小泉改革以降の税制が増税を招いていることは明らかです。その上にさらに所得控除の廃止ではたまりません。

試算⑨ 障害者などの控除加算の廃止は絶対にストップを

世帯収入 503 万円

夫 400 万円 妻 103 万円 (臨時)

子ども長男 19 歳(学生) 次男 12 歳 (障害1級)

社会保険 30 万 生命保険 5 万

●扶養控除に障害児者などの加算があります。

控除できる金額は、扶養親族の年齢や特別障害者に該当するかにより次の表のようになっています。

	同居特別障害者である人	左記以外の人
一般の扶養親族	73万円	38万円
特定扶養親族	98万円	63万円

老人扶 養親族	同居老親等 以外の人	83万円	48万円
	同居老親等	93万円	58万円

- (注) 1 同居特別障害者とは、特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族で、納税者又は納税者の配偶者若しくは納税者と生計を一にしているその他の親族のいずれかと常に同居している人をいいます。
- 2 特定扶養親族とは、扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が満16歳以上満23歳未満の人をいいます。
- 3 老人扶養親族とは、扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が満70歳以上の人をいいます。
- 4 同居老親等とは、老人扶養親族のうち、納税者又はその配偶者の直系の尊属で、納税者又はその配偶者と常に同居している人をいいます。

なお、扶養親族が障害者の場合は27万円、特別障害者の場合には40万円の障害者控除が、扶養控除とは別に受けられます。

●現行税制には障害者控除および同居特別障害控除が加算がありますが、扶養控除、配偶者控除でこれらの加算も通常では廃止されてしまいます。これが廃止された場合を試算しました。

・ 控除額

①現在の控除額 (2,305,000) 円

②新改定後の控除額 (1,115,000) 円

・ 控除廃止後の新たな所得額 (2,660,000) 円

・ 定率減税が廃止されるまでの税額は、いくらだったか？

平成17年度の所得税 (0) 円

平成17年度の住民税 (19,000) 円

旧税額合計 19,000 円 ①

・ 税額の新改定

所得税 現在 (0) 円 → 廃止後 (65,000) 円

住民税 現在 (21,700) 円 → 現行

現行税額合計 21,700 円② 新税額合計 86,700 円③

増税額

現在からの増税額 ③ - ② = **65,000 円増税(A)**

平成17年度と比較して③ - ① = **67,000 円増税(B)**

実質の子ども手当額

1歳児が該当 31万2000円が入る(y)

児童手当 12歳児(小学生)が1名年間6万円が廃止(z)

相殺すると(y) - (z) = 実質は252,000円が入る(C)

増税と実質の子ども手当の相殺額

現在より軽減額 (A) - (C) = 187,000円軽減

平成16年度よりの軽減額(B) - (C) = 185,000円軽減

- 結果は、子ども手当で家庭負担が軽減されますが、障害児者の扶養控除加算は今後とも続くものであり、この廃止は絶対にやめるべきです。また特定扶養親族、老人扶養親族における控除額加算も廃止してはいけません。

配偶者控除廃止と子ども手当支給における 結論

- ・ 所得税の扶養控除・配偶者控除は、子ども手当が支給される家庭をのぞけば、著しい増税となります。
- ・ 子ども手当も児童手当と増税で相殺される場合は、予想される金額は思ったよりもより少ないものとなります。
- ・ ここでの試算は民主党のマニフェストで計算していますが、所得税にとどまらず住民税の「控除」廃止にまでいくと庶民への大增税になります。
- ・ また「同居特別障害者」「特定扶養親族」「老人扶養親族」などの控除額の加算を廃止すべきではありません。このまま手をこまねいていると控除廃止に伴って加算も廃止されかねません。これは特に是正すべきです。
- ・ **子ども手当の財源**は、扶養控除、配偶者控除の廃止から財源確保すべきではありません。社民党のマニフェストにあるように自公政権、特に小泉改革で甘やかされてきた富裕層、大企業などから応分の負担=ここでの増税からもとめるべきです。
- ・ また現行の児童手当は企業負担もあります。子ども手当では企業負担も継続すべきです。
- ・ 小泉改革で増税となった税制度改悪をいったん元に戻してから新制度を構築すべき

です。

- ・ **子育て援助対策**としては、子ども手当だけで全てOKとなりません。小泉改革で切り捨てられた義務教育の国庫支出金を就学援助や公立保育所への国庫支出金の復活も忘れてはなりません。

問題とされている学校給食の未納問題などの解決は、「義務教育は無償」の原則からも学校給食費の無料化なども検討すべきです。現に無料化している自治体もあります。

したがって当面、子ども手当は社民党の提案である1万円ほどからはじめ、一方でさまざまな子ども福祉・義務教育の制度改善をはかるべきでしょう。

特に、今の社会情勢においては控除廃止の政策は生活をさらに圧迫

●特に、今の大不況の社会状況では、家族の就職難、リストラなどで**家族内に失業者**を抱えている世帯が多くなっています。100万円以下の激しい低賃金化や、離婚によって母子家庭の子どもが実家にもどるなどによって**扶養家族が増える世帯も**さらに多くなっています。大不況の今だからこそ扶養者がいる世帯への扶養控除の廃止は避けるべきです。

●また配偶者控除の廃止も富裕層の専業主婦の問題ではなく、今の社会状況では、夫がリストラされ妻の配偶者控除の対象になっている家庭も少なくありません。現に**世帯主の離職**はいままでになく増大しています。

これらの厳しい世帯での控除廃止は、必ず生活破壊となって行きます。

●さらに心配すべきは**大企業の「家族手当」「扶養手当」「住宅手当」廃止の傾向**です。大企業では小泉改革当時から成果主事給与として「扶養手当」「家族手当」は属人的な弊害としてこの間、削減と廃止化をすすめてきました。国の所得税制度で、扶養控除・配偶者控除は廃止されるとなると**必ず大企業から給与の「扶養手当」「家族手当」を廃止する傾向がかなり強まる**と思われまます。

また、民間の手当廃止の傾向が強まるのなら、これもまた公務員給与にも「扶養手当」「住宅手当」を廃止するという影響が強まるとみるべきです。すでに人事院勧告では「住宅手当」を問題にしています。

国の控除廃止の政策は、様々に連動して官民の労働者の実質賃金の引き下げにもつながりかねません。

5 総論 今、争点化すべきこと、今後目指すべきこと

●**自民党は危険**です。「生活重視」としても、今までの生活を破壊してきた反省がありません。また肝心の自民党の保守的な体質や大企業奉仕の政策、そして頑固な改憲・「戦争の出来る国づくり」については、いささかも妥協していません。危険な自公政権をストップさせることこそが今回の最大の課題です。そして自民党が政権からすべり落ちたあと、その反動で、日本の極端な改憲保守勢力・核武装論者が戦闘性を増すことも考えられます。生活と平和を守るために十分に警戒が必要です。

●民主党の政策は、社民党とも共通性があり「民主党政権」の誕生は望まれる現状改善の第一歩です。しかし、「**民主党の一人勝ち**」は**不安**です。民主党はリベラル政党としての一貫性が不十分です。憲法・防衛問題や大企業や富裕層への対応などはもとより、「生活第一」の政策においても今の不況期に所得税の控除の廃止を掲げるのですから実に不安であり、任せきれません。民主党がブれる可能性には、いくつかの要因があります。最大の支持団体である労働組合の力と主張の後退、大企業・富裕層への遠慮、地域での様々な市民や特に弱者とのつながりができていないこと、民主党の党员と自治体議員が「生活第一」の日常の取り組みと見解が不十分なことなどです。

つまり、社会的な支持基盤弱く、リベラル政党として確立していないなかで、今後ともマスコミと追い風を重視せざるを得ないからです。「民主党の一人勝ち」による「政権交代」は、「政権交代チルドレン」的な国会議員の資質も含めて「**生活第一**」が**様々にリバウンド**することも考えられます。

●不安な民主党を是正する力は、社民党です。まずこの選挙で、そして来年の参議院選挙、および次の統一自治体選挙で、存在感を示すことです。社民党の存在こそが生活と平和を守る対応力となります。特に、社会保障関係では、全国の社民党による**具体的な**つめがないと自治体段階で極めて混乱する可能性があります。

政策は国政の段階で完結するものではありません。政策は上から下へと降ろすばかりでは、しっかりした内容につくられません。国政と自治体（自治体議会）そして生活において循環させ内容をつけていくべきものです。今のうちから、自治体段階での声をあつめ「負担割合」などの具体的な主張や是正が必要です。

このことが、出来るのは「**聞く耳のある政党**」である社民党だけだと思います。たとえ「政権交代」となったとしても、今後、生活と平和・護憲を守るには、より苦しい情勢が続くとみるべきです。しかし社民党は意外と「しぶとい政党」です。どのような事態になろうとも「**したたかに**」頑張り続けられるはずで